

議長、副議長及び議会推薦監査委員の申し合わせ事項の遵守を求める決議

本町議会は、地方自治法の規定に基づき、議会運営の円滑化と公平性の確保を図るため、法令に加え、議会内の申し合わせ事項を尊重しながらその運用を行ってきたところである。

その中で、議長、副議長及び議会推薦による監査委員については、任期途中であっても、おおむね2年を目途に一旦辞職願を提出し、その後の再選を妨げないとの申し合わせ事項の下、これまで運用がなされてきた経緯がある。

この申し合わせ事項は、議会内における機会の均等及び議会運営の円滑化を図るために、議会の合意として形成されてきたものである。

よって、本町議会は、議会の意思を明確にする観点から、次の事項を改めて確認し、その遵守を求めるものである。

記

- 1 議長、副議長及び議会推薦監査委員の選任は、議会の信任と合意を前提とするものであり、議会内の申し合わせ事項は、これを尊重し、誠実に遵守されるべきものであること。
- 2 議長、副議長及び議会推薦監査委員については、慣例により2年交代とし、今までどおり辞職願を提出するとの申し合わせ事項を、改めて確認すること。
- 3 前号の辞職願の提出は、当該議長、副議長及び監査委員の再選を妨げる趣旨のものではないこと。

以上、決議する。

令和8年3月3日

千葉県香取郡東庄町議会